T030202Ab0901201　T030202Ab0901202
T030202Ab0920401　T030202Ab0920402
T030202Ab0920431　T030202Ab0920432
T030202Ab0920441　T030202Ab0920442
T030202Ab2080203　T030202Ab2090203
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級１
T030102Ab0960961　T030102Ab0961051
T030102Ab0961052　T030102Ab0961131
T030102Ab0961132　T030102Ab0961141
T030102Ab0961142　T030102Ab0961201
T030102Ab0961202　T030102Ab2100203
T030102Ab2100204
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級２
T040202Ab0890403
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級１
T040102Ab2080203　T040102Ab2090203
T040102Ab2100203　T040102Ab2100204
平成12年建設省告示第1655号第1号に掲げる住宅
（認定年月日：平成22年4月30日）
株式会社　セレコーポレーション（東京都港区芝大門２－１０－１２秀和第３芝パークビル）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）－等級１
T010102Ab2330002　T010102Ab2330013
耐震等級（構造躯体の損傷防止）－等級１
T020102Ab2330002　T020102Ab2330013
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）－等級１
T030102Ab2330002　T030102Ab2330013

## 公示送達

村井　國浩氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成22年８月20日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成22年綱第16号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成22年８月20日　日本弁護士連合会

## 裁決取消訴訟の判決確定公告

大阪弁護士会が同会所属弁護士　西垣　恭三会員（登録番号22522）に対してなした懲戒処分（除名、平成19年６月５日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成20年８月29日告知）、同人から裁決取消の訴えが提起され、平成22年１月27日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成22年７月20日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成22年８月20日　日本弁護士連合会

## 裁決取消訴訟の判決確定公告

大阪弁護士会が　加藤　安宏　会員（登録番号19359）に対してなした懲戒処分（戒告、平成19年12月27日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成20年９月16日告知）、同会員から裁決取消の訴えが提起され、平成22年３月25日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成22年７月13日、最高裁判所において上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成22年８月20日　日本弁護士連合会

## 解散命令公告

**北海道公告**

下記に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者の所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成22年８月20日

北海道知事　高橋はるみ

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

静内町字東静内農業協同組合

北海道日高郡新ひだか町東静内73番地

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（前項による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60歳位の男性、身長160～164cm±５cm、着衣等なし

上記の者は、平成22年７月27日午前８時30分頃高知県土佐清水市下益野2160番地西方約400m先砂浜で発見。死因、死亡日時等は不明。身元不明のため火葬に付し、遺骨は当市無縁納骨堂に納骨してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出て下さい。

平成22年８月20日

高知県　土佐清水市長　杉村　章生

## 会社その他公告

**解散公告**

当社は、平成二十二年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二十日

札幌市西区発寒二条二丁目二番五〇号
有限会社ホクトコーポレーション
清算人　橋本　伸二

**解散公告**

当社は、平成二十二年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二十日

岩手県花巻市石鳥谷町好地第六地割二一二番地の一
有限会社川村製材所
清算人　村峰　子

**解散公告**

当社は、平成二十二年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二十日

宮城県柴田郡柴田町船岡中央三丁目三番二八号
有限会社エルム
清算人　星　省吾

**解散公告**

当組合は、平成二十二年六月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二十日

福島県大沼郡金山町大字水沼字沢西二一二二番地
水沼牧野利用農業協同組合
代表清算人　長谷川正美

**解散公告**

当社は平成二十二年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月二十日

埼玉県川口市前川二丁目二〇番三号
有限会社スズキ工機
清算人　鈴木　正二